**入札心得**

1. 定められた時間までに出席しない場合は、参加する意思がないものと

みなす。

（２） 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときには委任状を添えなければならない。

（３） 入札書は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

（４） 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。

（５） 入札者のうち、予定価格の範囲内における最低価格入札者を落札者と定める。ただし、最低価格者が二者以上の場合はくじによって落札者を決める。

（６） 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札年月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印漏れ等がないよう、十分確認のうえ入札すること。

（７） (１)から(６)に掲げるもののほか、南城市競争入札心得規程(平成18年第告示10号）、その他、入札に関する法令等を遵守するとともに、執行者の指示に従わなければならない。